

第1章 策定に当たって

1 方針策定の趣旨

埼玉県教育委員会は、これまで「第2期埼玉県教育振興基本計画『生きる力と絆の埼玉教育プラン（平成26年度～平成30年度）』」※（以下「第2期計画」という。）に基づき、「生きる力と絆を深める埼玉教育」の基本理念の下、本県教育の振興に取り組んできました。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成28年1月には、総合教育会議※における教育委員会との協議や有識者などからの意見聴取を経て、知事が教育の振興に関する基本的な考え方などを示した「埼玉教育の振興に関する大綱」（以下「大綱」という。）が策定されました。

今後、本県の10年先を展望すると、少子高齢化や生産年齢人口の減少などにより、社会や経済における活力の低下が予想されます。このような時代にあって、生徒一人一人に将来をたくましく生き抜く力を育成するためには、県立学校の教育改革は極めて重要です。

こうした中、県教育委員会は、グローバル化や知識基盤社会※の進展、産業構造の変化などに対応するとともに、社会で活躍するための汎用的な資質・能力※の育成などを目指した今後の県立学校の教育の針路を示すため、この「魅力ある県立学校づくりの方針」を学識経験者や関係者によるアドバイザーから意見などをいただきながら策定しました。

本方針は、第2期計画を踏まえ、大綱の内容を参照しながら、中長期的な視点に立って、平成28年度からの魅力ある県立学校づくりの基本的な考え方などを示したものであり、県立学校に入学する生徒一人一人の能力や特性に応じた自己実現を支援するとともに、将来の埼玉を担う人材として育成することを目的としています。

2 方針策定までの経緯

平成12年3月、県教育委員会は中学校卒業者数が減少する中、多様化する教育ニーズや高校中途退学などの課題に対応し、県立高校の活性化・特色化を図るため、「21世紀いきいきハイスクール構想」※（以下「構想」という。）を策定しました。平成11年度から平成25年度までを計画期間とするこの構想では、5年ごとに前期、中期、後期の「推進計画」を定め、県立高校の再編整備を行ってきました。

この再編整備で、全日制高校を153校から134校に、夜間定時制高校は31校から17校に再編するとともに、単位制高校※、総合学科高校や福祉系専門高校、昼夜開講の多部制定時制高校※など、特色ある高校を設置しました。

また、平成24年度には構想の終了に当たって、今後とも県立高校の魅力を高めていくため、学識経験者などによる「魅力ある県立高校づくり懇話会」から、生徒数の変動が限定的な範囲内にとどまる間は、学力向上や社会的自立の支援など教育の質を向上させるソフト面の取組に力を注ぐ必要がある、などの報告を受け、学科の再編や教育課程の改編に取り組んできました。

今後、再び中学校卒業者数の減少が予測されるとともに、社会状況の変化や、生徒・保護者のニーズの多様化も見込まれます。そのため、特別支援学校も含めた県立学校のより一層の活性化・特色化を図ることを目的に、新たに本方針を策定するに至りました。

3 方針の実現に向けて

本方針の実現に向けて、県教育委員会は、県立学校の活性化・特色化や教育環境の維持・向上に積極的かつ主体的に取り組むとともに、県立学校や市町村教育委員会などに対する一層の指導・助言や支援に努めます。

また、県立学校においては、入学する生徒の能力や特性、地域の実態に応じて、それぞれの学校が中期的な活性化・特色化方針を策定し、中学生や保護者、地域などに周知するとともに、それを着実に実行していくことが必要です。

さらに、市町村教育委員会や中学校などにおいては、義務教育、特に中学校段階において、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」^{*}の基礎・基本を確実に身に付けさせるとともに、本方針や各県立学校の活性化・特色化方針などを十分参考にした上で、生徒の将来を見通した進路指導・キャリア教育^{**}を行っていくことが大切です。

県教育委員会では、生徒一人一人が夢や志を持ち、自らの力で人生を切り拓き、社会の中で役割を果たせるよう、家庭や地域、市町村教育委員会などと連携、協力し魅力ある県立学校づくりに努めてまいります。

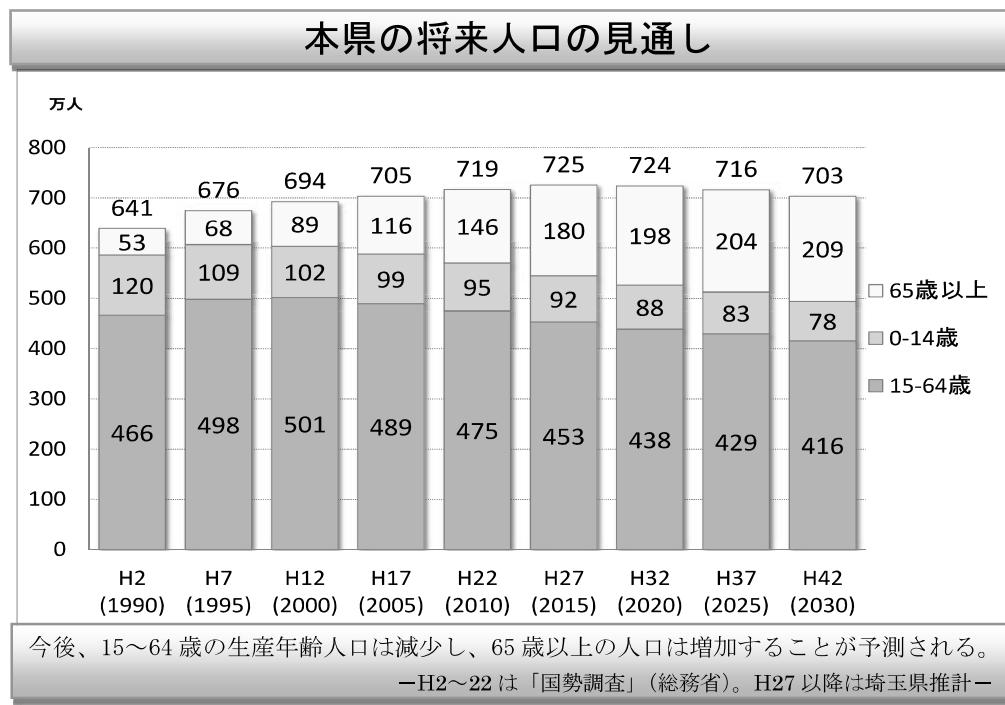
4 県立学校をめぐる現状と課題

【社会状況の変化】

今日、新しい知識・情報・技術があらゆる領域における活動の基本として重要な知識基盤社会※の到来をはじめ、産業・就業構造の変化や高度情報化、科学技術、グローバル化の進展など、社会状況が目まぐるしく変化する時代を迎えています。

また、これまで人口が増加してきた本県においても、平成27年の725万人をピークに減少に転じ、平成42年には703万人まで減少する見通しです。さらに、急速な高齢化の進行や生産年齢人口（15～64歳）の大幅な減少も予想され、人口構造の変化による経済規模の縮小や労働力の低下、社会保障費の増大が懸念されています。加えて、将来の財政状況が見通せない中で、過去大量に整備してきた公共施設などの老朽化が進んでおり、今後そうした施設の維持・更新に多大な費用が必要となり県の財政を大きく圧迫することが予想されます。

一方、このような変化の激しい社会をたくましく生きる生徒の育成には、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」※を育み、柔軟な思考力や創造力、社会性豊かな人間力、主体的・能動的に行動する実践力などを確実に身に付けさせることが必要です。人・もの・情報が一層グローバル化するこれからの社会において、幅広い分野で能力・特性を発揮し、社会の中で役割を果たせる人材の育成が求められており、そのための教育環境の整備が必要となっています。



* 数値は千の位を端数処理。また、端数処理の関係で内訳の合計は総人口と必ずしも一致しない。

【家庭や地域の変化】

家庭や地域においては、都市化の進行やライフスタイルの変化、核家族化による家族形態の変容、価値観の多様化などにより人間関係が希薄化しており、規範意識や家庭・地域における教育力の低下が指摘されています。

また、家庭や地域からのニーズも一層多様化しているため、これから県立学校においては、生徒や家庭の実態を十分に踏まえつつ様々な教育的ニーズを把握した上で、教職員、保護者、地域の人々が手を取り合い、一つとなって生徒を育てる支援体制の充実や教育環境の整備に取り組むことが必要です。

また、郷土埼玉に誇りと愛着をもち、地域の伝統と文化を尊重し、地域のより良いコミュニティづくりに積極的に取り組むなど、主体的に社会の形成者として参画する人材の育成が求められています。

【教育をめぐる国の動向】

国においては、我が国の教育をめぐる様々な状況の変化や、国際調査などの結果からみられる生徒の学力の実態、多様化する生徒への対応など様々な課題が生じてきたことを踏まえ、教育基本法をはじめとする学校教育関連3法を改正し、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの普遍的な教育理念に加え、「幅広い知識と教養」や「国を愛する態度」、「伝統と文化の尊重」などを新たな教育目標として掲げています。

また、教育基本法で示した教育理念を着実に実行に移すため、「第2期教育振興基本計画」（平成25年度～平成29年度）を策定し、「社会を生き抜く力の養成」をはじめとする4つの基本的方向性の下「生きる力の確実な育成」など具体的な方策を示して教育政策を推進しています。

さらに、「高大接続システム改革会議」においては、平成27年9月に「中間まとめ」が出され、生徒が身に付けるべき基礎学力の確実な育成を図るために「高等学校基礎学力テスト（仮称）」※の導入をはじめとする高校教育改革や、大学入試センター試験に代わる「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」※の導入など、大学入学者選抜改革について、現在も審議されています。

新たな学習指導要領※の改訂に向けても議論が続いており、アクティブ・ラーニング※の導入など指導方法の改革や、指導要録の改善などを通じた多面的評価の導入などについて検討されています。

また、特別支援教育においては、「障害者の権利に関する条約」※を批准し、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供が必要な指導・支援を受けられる「多様な学びの場」を用意するインクルーシブ教育システム※の構築を進めています。

こうした国の教育改革の動向に注視しつつ、教育を取り巻く環境の変化や生徒の状況を踏まえ、県立学校の教育を充実させることが必要です。

【生徒の多様化】

本県では、これまで生徒の興味・関心、能力・適性、進路希望などに対応するため、教育内容や教育方法などの改善を行い高校教育の質の向上を図ってきました。

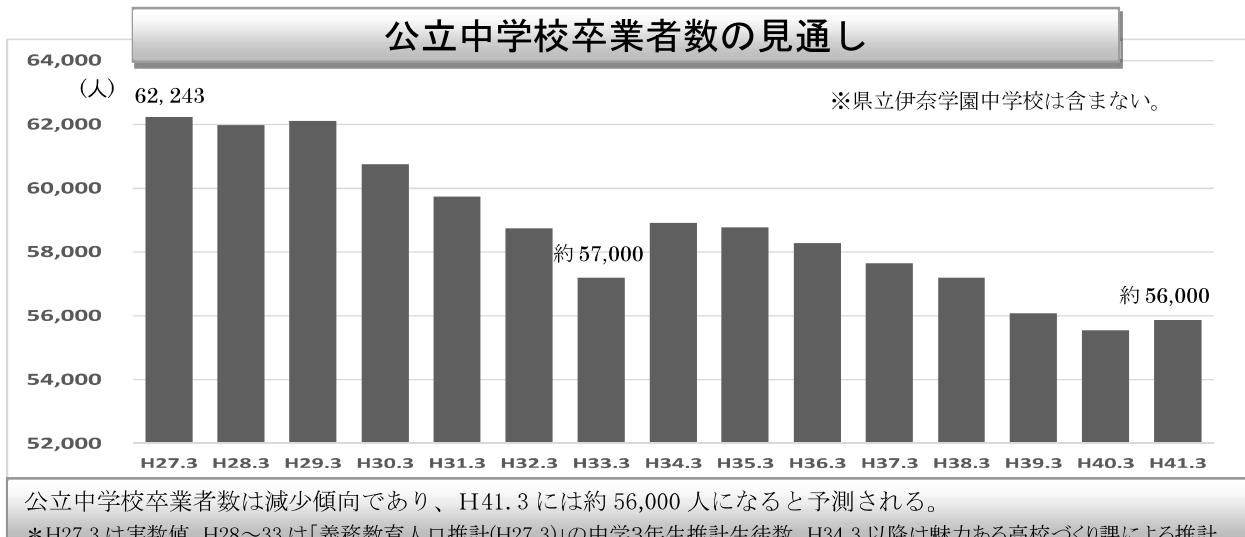
現在、県内中学校卒業者の高校進学率は98%を超え、社会の変化とともに高校には、全日制、定時制、通信制の課程の別を問わず、極めて多様な生徒が入学するようになってきています。生徒の多くが、目標を持って日々の学習や部活動、学校行事などに積極的に取り組んでいる一方、中には目的意識や学習意欲が希薄な生徒や基礎学力が十分身に付いていない生徒、様々な理由から問題行動を起こしたり中途退学したりする生徒も見られます。

また、本県の調査によると、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の割合は、10.7%を示しており、高校においても、特別な教育的支援を必要とする生徒が一定の割合で在籍していることが推測されます。生徒のニーズも多様化しており、大学などの上級学校への進学対策や社会の即戦力となる人材を育成する高度な職業教育、多様な学習スタイルや学び直しの機会の充実、発達障害の生徒への適切な支援など、県立高校には様々な期待が寄せられています。

こうした実態を踏まえ、生徒や保護者、地域のニーズに応える魅力ある学校づくりを進め、生徒一人一人の個性を伸ばす選択幅の広い柔軟な教育環境を整備することが求められています。

【今後の公立中学校卒業者数の推移】

公立中学校卒業者数は、平成元年3月をピークに急激な減少に転じ、平成27年3月には62,243人まで減少しました。平成27年度以降の公立中学校卒業者数を平成27年3月の「義務教育人口推計結果報告書（平成27年度～平成32年度）」に基づき推計すると、今後も減少傾向が続き、平成33年3月に約57,000人となります。その後、やや上昇するものの、再び減少して平成41年3月には約56,000人となり、現在より約6,000人減少すると予測されます。こうした中、各学校の活力を維持していくためには、適正な学校規模を維持していくことが必要です。



【優れた教職員の確保と資質能力の向上】

変化の激しい時代にあって、生徒一人一人に将来をたくましく生き抜く力を育成するためには、県立学校の教職員が豊かな人間性や優れた専門性、教育に対する情熱と使命感を持ち、自らの能力を十分発揮しながら教育に当たることが大切です。

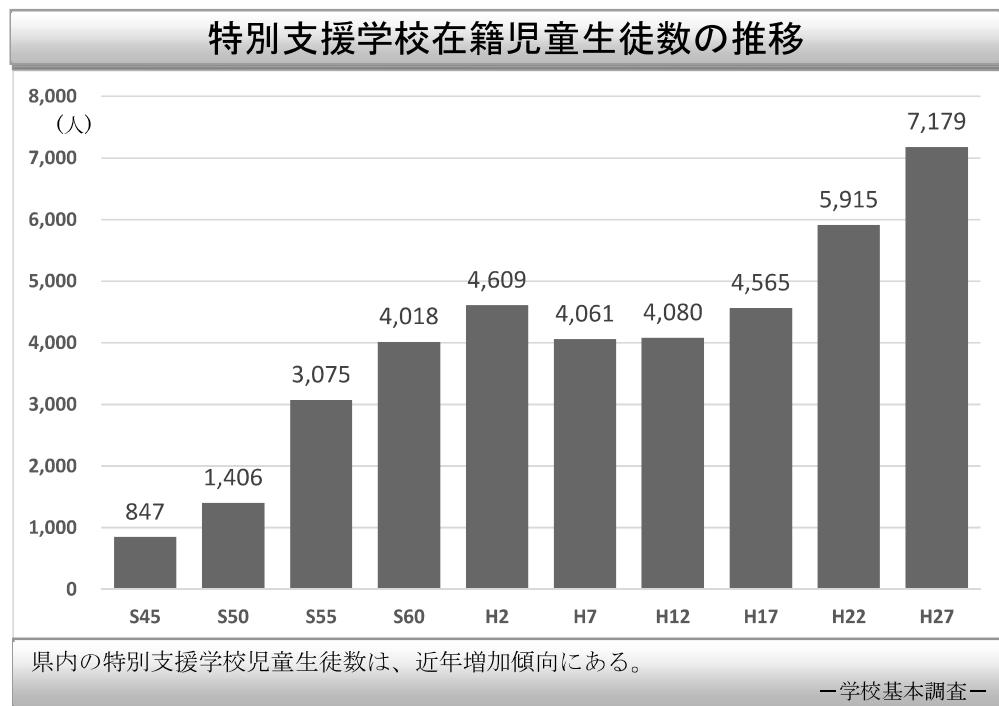
また、多様化する生徒や家庭、地域などからの様々なニーズに対応し、魅力ある県立学校づくりを進めるためには、優れた教職員の確保と一人一人の資質能力を更に高めることが求められています。

このため、教職員の魅力を生徒たちに伝える取組や大学などとの連携、採用試験の工夫などにより、県教育委員会が求める教師像※に基づいて意欲のある優秀な人材の養成や確保に努めるとともに、採用後も研修を充実させることが重要です。

【特別支援教育の充実】

近年、特別支援学校に在籍する児童生徒は、全国的に増加傾向にあり、本県においても同様の傾向が見られます。また、特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の多様化も進み、一人一人に応じた指導の一層の充実が求められています。

さらに、小・中学校の通常の学級や高校にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、早期からの支援の充実を図るとともに、高校卒業後まで切れ目のない支援を継続していくことが重要です。



* 県内の特別支援学校には、国立・県立・市立・私立特別支援学校を含む。